

保健所法の改正

政府は地方における公衆衛生の向上及増進を圖るため昭和二十二年九月五日附法律第百一號を以て保健所法を改正したが、その全文は左の如くである。

保健所法

(昭和二十二年九月五日
法律第百一號)

第一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第二條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第三條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第四條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第六條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第七條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第八條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第九條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第十條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第十一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第十二條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第十三條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第十四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第十五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るため必要があるときは、結核、性病、歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病的治療を行うことができる。

第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために必要な試験及び検査を行うことができる。

第六條 保健所は、医師、歯科医師、薬剤師その他の者に、前項の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

第七條 厚生大臣は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために必要と認めるときは、第一條の地

方公共團體に対し、保健所の設置及び運営に関する必要な事項を命ずることができる。

第八條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第九條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第十條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第十一條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第十二條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第十三條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第十四條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第十五條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

労働省の設置

政府は労働行政の重要性に鑑み、労働省設置のため

昭和二十二年八月法律第九十七号を以て労働省設置法を制定公布、政令に依り九月一日より施行され、労働省の設置をみるに到つた。その全文は左の如くである。

第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するため、労働省を設置する。

第二條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働に関する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償保険及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務、その他の労働に関する事務を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

第四條 大臣官房に大蔵官房及び左の五局を置く。

第五條 大臣官房に内閣官房及び左の五局を置く。

第六條 大臣官房に外務官房及び左の五局を置く。

第七條 大臣官房に文部官房及び左の五局を置く。

第八條 大臣官房に農林官房及び左の五局を置く。

第九條 大臣官房に財政官房及び左の五局を置く。

第十條 大臣官房に内閣官房及び左の五局を置く。

第十一條 大臣官房に内閣官房及び左の五局を置く。

第十二條 大臣官房に内閣官房及び左の五局を置く。

第十三條 大臣官房に内閣官房及び左の五局を置く。

第十四條 大臣官房に内閣官房及び左の五局を置く。

第十五條 大臣官房に内閣官房及び左の五局を置く。

附 則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。